

# 全国高P連賠償責任補償制度について

## 制度設立の意義

- ◆生徒全員が補償を受けられる制度としては、日本スポーツ振興センターの共済制度がありますが、生徒の被害事故(ケガや病気等)が対象であり、生徒の加害事故は補償されません。
- ◆全国高P連としては、生徒が不幸にして賠償事故の加害者となった場合に、生徒及びその家族の経済的・精神的苦痛を少しでも和らげることのできるよう、平成14年度より本制度を設立し、以来15年にわたり制度の安定運営と発展に努めております。
- ◆全国高P連が全国を取りまとめることにより、団体割引が適用され割安な掛金とすることが出来ます。
- ◆加えて万一の重大事故が発生した際にも、支払保険金が全国で平準化されるため、制度を長期安定的に運用する事を実現しています。

## 学校管理下中の事故の取扱

- ◆授業中や部活動中の学校管理下の事故の場合は、生徒だけでなく学校も管理責任を問われることとなります。
- ◆本制度における生徒の補償は、生徒が個人的な過失によって法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となります。(道義上の責任は対象外)
- ◆よって、学校管理下においては生徒個人の過失が認められた部分についてのみ支払い対象となり、学校の管理責任の範囲においては、本制度の支払い対象とはなりません。

## 学校管理下で生徒の過失が認められる例

- ◆生徒による“悪ふざけ”や“禁止行為”等、学校が十分な管理責任を果たしていたにもかかわらず、生徒が責められるべき行為を行っていたことなどにより法律上の賠償責任を負った場合には、生徒の過失分につき、本制度で補償されます。

- 例①：走る事が禁止されている廊下を全力疾走し、窓ガラスに衝突したケース
- 例②：球技が禁止されている教室でボール遊びをした結果、窓ガラスが割れたケース
- 例③：掃除中に悪ふざけをし、ほうきが他の生徒にぶつかったケース 等

# 全国高P連賠償責任補償制度について

## スポーツ中の事故の取扱

- ◆スポーツは、スポーツ活動そのものが危険を伴っているものであり、参加者はその危険を承知の上で、プレーに参加しているものとみなされます。
- ◆よって、当該競技の**所定のルールの下で行われているスポーツ中のケガについては、原則として法律上の賠償責任が発生せず、補償の対象とはなりません。**
- ◆体育の授業中においても同様に、学校や先生の指示に従って所定のルールの下で行われている場合は、生徒個人に賠償責任が発生しないこととなります。

## インターン中の事故の取扱

- ◆インターンシップ中の事故においては、一般に受入企業側が管理指導上の過失に基づき賠償責任を負うケースが多いと考えられますが、生徒が法律上の賠償責任を負う場合には本制度の補償対象となります。

## 高額支払事故事例

年度	支払金額 (千円)	事故内容
18年度	41,249	自転車で購入物に外出して帰宅する途中、路上において対向方向から来た歩行者と衝突して転倒させ、頭部に外傷を負わせた。
18年度	36,295	自転車坂道を下っていた際、第三者と衝突し転倒負傷させ、後遺障害を負わせた。
19年度	87,915	無灯火の自転車で歩道を走行中、後ろから人に追突し転倒させ、脳挫傷により要介護状態となり、死亡させた。
20年度	27,252	自転車で道路を横断しようとした際に、道路直進中の自転車と接触し、後遺障害を負わせた。
22年度	30,494	自転車で歩道を走行中、反対側から来た歩行者と衝突し、頭を強打させ、死亡させた。
23年度	48,581	自転車で歩道を走行中、歩行者と衝突し、転倒させ、外傷を負わせた。
24年度	40,206	自転車で歩行者・自転車専用道路を走行中、歩行者と衝突し、脳挫傷を負わせ、死亡させた。
24年度	22,376	学校から帰宅し外出した際、自転車同士で接触。
25年度	19,048	自転車で下校中、前方を走る自転車を追い越そうとした際に被保険者の鞆が相手方の肩にあたり、相手方を転倒させ、くも膜下出血を負わせた。
26年度	14,766	自転車で通学途中、歩行者と接触し相手を転倒させ、結果的に死亡させた。